

台東区内認知症対応型共同生活介護事業者 各位

## 居住系サービスにおける身体的拘束等の適正化の推進について

日頃から台東区の介護保険運営にご協力いただきありがとうございます。

平成30年度の介護保険制度改正や報酬改定に伴い、認知症対応型共同生活介護事業所におきましては、身体的拘束等の適正化の推進についての規定が新たに盛り込まれております。

つきましては、標記の件に関する運用について下記のとおり整理いたしましたので、各事業者におかれましてはご確認のうえ、今後の事業所運営を行って頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 標記における介護保険制度改正や報酬改定に関する資料

別紙 「Ⅱ－6 身体的拘束等の適正化の推進」参照  
(平成30年度介護報酬改定の概要より)

#### 2. 上記1をふまえた運用について

##### 【見直し後の基準】

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

上記に基づき、各認知症対応型共同生活介護事業者におかれましては以下の①～④に掲げる措置を講じてください。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。(2月に1回開催されている運営推進会議と併せて行うことが望ましい。)
- ③身体的拘束等の適正化のための指針を本年6月までに整備すること。
- ④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に複数回実施すること。

委員会の構成員については規定はありませんが、第三者や専門家（精神科専門医など）を活用することが望ましいため、ご検討ください。なお、上記①～④が実施されていない事業所につきましては、身体拘束廃止未実施減算の対象となりますのでご注意ください。

### 3. その他

○身体的拘束等の適正化のための指針の整備にあたっては、別添資料や厚生労働省発行の「身体拘束ゼロへの手引き」等をご参照ください。

○今回の制度改正・報酬改正に関するQ&Aにつきましては、WAMNET（ワムネット）に掲載されている「介護保険最新情報」に示されておりますのでご確認ください。

【福祉・保健・医療情報－WAMNET（ワムネット）－】

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

台東区介護保険課事業者担当

電話 5246-1243